

能登半島地震により被災した生徒等に対する各種支援等に係る情報

1 新潟県高校奨学金の緊急貸与

随時申込を受付していますが、このたびの令和6年能登半島地震による住宅の損壊や失職等により家計が急変した場合も申込できます。

<対象者>

以下の(1)～(4)いずれにも該当する者

- (1) 県内に居住する者の子弟であること
- (2) 以下のいずれかに在学する者であること
 - ① 高等学校
 - ② 中等教育学校後期課程
 - ③ 特別支援学校高等部
 - ④ 専修学校高等課程
- (3) 家計支持者（父及び母、母子家庭の場合は母、父子家庭の場合は父、それ以外の場合は後見人）に係る失職等何らかの事由により家計が急変した者で、家計支持者の認定所得が、高校奨学生募集要項に定める所得基準に適合し、又は適合する見込みのもの
- (4) 緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから12か月以内のものであること

<申込資格>

- (1) 成績基準
高等学校等において勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある者（数値基準はなし）
- (2) 所得基準
家計支持者の認定所得が高校奨学生募集要項に定める所得基準に適合し、又は適合する見込みである者

※ 詳細は続くリンクで確認してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/shogakukinboshu.html>

2 令和6年能登半島地震により被災した学生等への経済的支援について（該当部分要約）

令和6年能登半島地震の被害を受けた学生等については、以下の申請の受付を実施しております。

- (1) 給付型奨学金（家計急変採用）及び貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）
 - (2) JASSO 災害支援金（学生や生計維持者の住宅が半壊以上等の被害を受けた者等を対象として10万円を支給（返還不要））
- 大学等における入学金・授業料等の納付猶予等について
- 各大学等では、家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免等に取り組んでいます。文部科学省としては、入学金等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等について、納付時期の猶予、分納、免除及び減免など弾力的な取扱いが行われるよう、各

大学に申し入れを行っております。

入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用も視野に入れてください。

※ 令和6年1月10日付け高等教育局長、総合教育政策局長通知 5文科高第1537号 「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について」

https://www.mext.go.jp/content/20240110-mxt_gakushi01-000013030_02.pdf